

清泉女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2018（平成30）年度大学評価の結果、清泉女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総 評

清泉女子大学は、キリスト教ヒューマニズムに基づく「まことの知、まことの愛（VERITAS et CARITAS）」を建学の精神とし、少人数教育による人格的触れ合いを通じて自ら考え、判断し、決断できる、多様な文化への理解ある地球市民の育成を目指す、文学部と人文科学研究科からなる大学である。

2016（平成 28）年策定の大学の中・長期計画「清泉女子大学グランドデザイン」に則した単年度計画に基づき、着実に教育研究活動の拡充を行っていくための取組みを全学的に行っていると認めることができる。

教育については、学部・研究科ともに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定し、文学部5学科及び人文科学研究科4専攻において授与する学位ごとにふさわしい教育課程を適切に編成している。全授業科目には科目番号（ナンバリング）を付し、科目間の関係性を図式化したカリキュラムマップを学科ごとに作成することで、学生が体系的に履修計画を立て、順次的に学習できるように工夫されている。さらに、学生一人ひとりの生涯にわたる生きる力を丁寧に育てるという教育理念の実現のために、ウエルネスセンター、カトリックセンター、ボランティアラーニングセンター、生涯学習センター、国際交流センターを設置し、各センターは、学生個人の多様な関心に応じた、課外での実践的な学びに対して丁寧な支援を行っている。例えば、ウエルネスセンターには、内科医のほか婦人科や精神科の女性医師や管理栄養士が配置され、学生が総合的に自らの健康管理をキャンパス内で行える細かなサポート体制を認めることができる。また、ラーニングコモンズは、学生の自習やグループ学習のみならず教員にも活用されており、教育研究活動の推進に資する施設となっている。地域連携活動にも組織的に取り組んでおり、所在する品川区と共催する「土曜自由大学」や、多くの社会人及び学生が参加する大学公開講座「清泉ラファエラ・アカデミア」では、さまざまな分野の講座を提供しており、大学の教育研究成果を積極的に社会に還元し

ている点は高く評価できる。

一方で、改善が求められる課題もいくつか見受けられる。学生の受け入れに関し、収容定員に対する在籍学生数比率が文学部の複数の学科で高くなっており、大学としての定員管理体制の徹底が求められる。また、学習成果の評価指標としてのGPAの扱いや、単位の実質化の観点から、4年次の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限のあり方については再検討が望まれる。

これらの課題の改善を含め、教育研究の質の向上を図り、そのことを自ら実証していくための内部質保証体制については、2016（平成 28）年度に設置された「内部質保証委員会」が、関連する各委員会や会議による点検・評価の結果に基づき、改善・向上の取組みを指示・支援し、内部質保証システムの適切性についても点検・評価を定期的に行う仕組みが整備されている。この「内部質保証委員会」を中心とする内部質保証システムが、今後さらに効果的に機能し続けることを見守りたい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

建学の精神に基づく大学の理念は、ホームページ上の「清泉スピリット」で示されている。学部・学科及び研究科・専攻の理念・目的は、大学学則及び大学院学則において明記され、『学生要覧』やホームページ等を通じて学内外に公表されている。

大学の中・長期計画は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の実現に向けた「教育研究目標」と、大学の諸資源の整備・充実に向けた「基盤整備目標」とで構成される「清泉女子大学グランドデザイン」として定められ、教授会で周知するとともにホームページを通じてその内容を公表している。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神に基づく大学の理念は、ホームページ上の「清泉スピリット」で示されている。具体的には、「少人数教育による人格的触れ合いを通して、自分で考え、判断し、決断することのできる女性を育成し、また自国の文化と異文化を理解し、地球市民として共に生きる姿勢を大切に、地に足のついた緑ゆたかな大樹のようにしっかり育てること」を理念としている。

学部の理念・目的については、「キリスト教世界観に立つ本学の建学の理念に基づき、広い知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養

成することを目的とする」として適切に設定し、そのうえで学科ごとに人材育成及び教育研究上の目的を設定している。また、研究科についても、大学院の目的や専攻ごとの人材育成や教育研究上の目的を適切に設定している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

学部・学科及び研究科・専攻の理念・目的は大学学則、大学院学則に明示するとともに『学生要覧』や入学希望者向けの大学案内及びホームページにおいて適切に公表し、学内外に周知を促している。

また、建学の精神についての理解を深めるための研修会を全教職員対象に毎年実施しているほか、新任教職員へは姉妹校と合同で建学の精神に関連した新人研修を行っている。さらに、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」をはじめとする建学の精神を示す科目の開設や、研究機関であるキリスト教文化研究所を設置している点も評価できる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の中・長期の計画として、学内での検討を踏まえて 2016（平成 28）年度理事会において「清泉女子大学グランドデザイン」が策定されている。この「グランドデザイン」は、「教育研究目標」と「基盤整備目標」から構成され、「教育研究目標」として学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に対応した 8 項目、「基盤整備目標」として教育研究目標の達成のために大学の諸資源を整え、充実を図るための 4 項目をそれぞれ設定しており、この内容は教授会での周知とともにホームページにおいて公表されている。

「グランドデザイン」では、現状を踏まえた将来の検討枠組みとして、学生の資質・学生数、教員組織、専任教員数、職員組織、専任職員数、財務、立地、施設・設備等について検討する必要があるとした課題の説明がなされ、中・長期計画を実行するうえで必要な具体的な施策については、単年度の事業計画に反映し、その積み重ねにより「グランドデザイン」の実現を目指している。

2 内部質保証

<概評>

2016（平成 28）年度に「清泉女子大学内部質保証に関する規程」を定め、内部質保証を推進する組織として「内部質保証委員会」を設置した。2017（平成 29）年度に「大学の諸活動に関する方針」を定め、内部質保証についての方針も教職員に周知している。「内部質保証委員会」と学部・研究科等の組織との役割分担や連携のあ

り方についても適切に定められている。自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、教育情報に関する適切な把握と傾向等の分析のために「教学 I R チーム」を活用し、他大学や行政機関による外部評価も実施している。自己点検・評価の結果は、理事長・学長より改善の指示がなされ、次年度の事業計画に反映され、着実に実行されており、教育の質保証及び向上につながる内部質保証システムを運用している。内部質保証システムの適切性についても定期的に点検・評価を行い、改善・向上への取組みを行っており、今後、内部質保証システムによる教学マネジメントが教育の充実及び学習成果の向上につながるよう期待したい。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2016（平成 28）年度に「清泉女子大学内部質保証に関する規程」を定めて、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、「内部質保証委員会」を内部質保証推進組織として設置した。また、2017（平成 29）年度に、内部質保証についての方針を、「大学の諸活動に関する方針」の一部として定め周知した。具体的には、「本学の理念・目的の実現のため、本学の教育研究・運営等の活動について、全学的な見地から内部質保証委員会が点検・評価を行い、必要な改善措置を講じることで、恒常的・継続的に質の向上を図り、本学の教育等が適切な水準にあることを自らの責任で広く社会へ説明・証明する」と定めている。なお、この方針は、2017（平成 29）年度に「内部質保証委員会」において策定し、教職員に周知、共有している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制として、「内部質保証委員会」が設置されている。「清泉女子大学内部質保証に関する規程」において所管事項等が記され、「清泉女子大学 P D C A サイクル概念図」「教育の質保証に関する体系図」により連携の様相が示された。その後、2018（平成 30）年度に内部質保証システムの改善が行われ、上記「清泉女子大学 P D C A サイクル概念図」「教育の質保証に関する体系図」の改訂版が作成された。各活動領域の P D C A サイクルを自律的に回す主体として具体的な会議名や委員会名を明示し、「内部質保証委員会」と各部局との組織の役割分担や連携のあり方が一層明確になっている。

また、同規程には、「内部質保証委員会」の構成員が明記され、委員の任命者として理事長を、委員長として教学担当副学長を当て、教育研究・運営等について全学的観点から検証できるような教職員をその構成員とすることで、内部質保証の推進に責任を負う体制を構築している。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）をホームページで公表し、これら3つのポリシーは大学、学部・学科及び研究科・専攻の理念及び目的と整合している。

3つのポリシーの実現のために、全学、学部・専攻、授業の3階層から教育の質保証を成り立たせており、「内部質保証委員会」が全体を見渡す位置にある。

学部、研究科の自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるための工夫として、教育情報に関する適切な把握と傾向等の分析について「教学IRチーム」が中心的な役割を担い、点検・評価の根拠となる資料を提供している。また、外部評価として、連携関係にあるカトリック系女子大学に評価を依頼している。行政機関や外部評価機関等から指摘事項があった場合、「内部質保証委員会」が内容を確認し、内容に応じて、直接関係部局に指示・依頼するか、理事長・学長に対し要望書を提出して全学的な取組みを行うこととしている。2017（平成29）年度の点検・評価の結果、理事長・学長から改善指示が出された事項は、改善策として2018（平成30）年度事業計画に盛り込まれ、各部局で対応している。以上のことから、方針及び手続に基づき、教育の質保証及び向上につながる内部質保証システムを構築し運用しているといえる。ただし、このシステムは2016（平成28）年度に定められた規程に基づく内部質保証システムであることから、今後は、恒常的・継続的に教育の質保証・向上に取り組み、さらなる教育の充実及び学習成果の向上につながるよう期待したい。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、基本的に大学ホームページの「情報の公開」において、また、年度別の教員の研究活動については、大学広報誌『おとずれ』で公表している。なお、大学の特色や学習支援、学生支援情報等については「大学ポートレート（私学版）」でも公表しており、諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2016（平成28）年度に設置された「内部質保証委員会」は、2017（平成29）年度に内部質保証システムの構築を行い、「清泉女子大学PDCAサイクル概念図」「教育の質保証に関する体系図」を作成した。また、同委員会は年度末に明らかになった問題点を踏まえ、2018（平成30）年度の前半に内部質保証システムの改善を行っている。このように、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上への取り組みを行っている。

3 教育研究組織

<概評>

文学部に5つの学科、人文科学研究科に4つの専攻、3つの附置研究所、6つのセンターが設置されている。社会的要請等に応じて改組転換を図っており、いずれも大学の理念・目的に照らして適切に設置されている。

教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価は、「内部質保証委員会」が担い、各研究所・センターは各自の点検・評価の結果を「内部質保証委員会」へ報告している。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

文学部に5学科、人文科学研究科に4専攻を設けている。学部については、建学の精神に基づき、国文学科・英文学科の2学科から始まったが、グローバル化の進展等、社会的要請に沿うように、現在は日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン文学科、文化史学科、地球市民学科を設置している。特にスペイン語スペイン文学科は、清泉女子大学の設立母体と大学創立者のルーツとの関わりに基づいた学科である。奉仕的精神に富む女性を養成するという目的に沿うように、教職課程、司書課程等の資格に係る専門教育を行う5つの「資格課程」を置いている。大学院は人文科学研究科修士課程に言語文化専攻、思想文化専攻、地球市民学専攻、同博士課程に人文学専攻が置かれ、建学の精神に沿ったものとなっている。

附置研究所は、人文科学研究所、キリスト教文化研究所、言語教育研究所の3つが置かれ、専任教員は任意でいずれかの研究所の所員となっている。なお、人文科学研究所とキリスト教文化研究所は建学の精神に沿った研究の推進を目的とし、言語教育研究所は、大学として重視する言語教育の成果を上げることを目的として設置された。

センターは、生涯学習センター、国際交流センター、情報環境センター、カトリックセンター、ボランティアラーニングセンター、ウェルネスセンターの6つが設置されている。特にカトリックセンターは、建学の精神の浸透を目指し、キリスト教関連の活動を担う目的で設置された。また、これら既存のセンターや他の学生支援部局等との連携を図るべく、教育・学習支援センターの設立が予定されている。このセンターは、学生支援、共通科目のマネジメント、教育活動の支援を主としたものであるが、中堅・若手教職員による学長への答申を経たうえで設立準備に至った教職協働の成果として評価できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性に関する点検・評価は、「内部質保証委員会」において毎年行われるとしているが、2017（平成 29）年度の点検・評価において問題はないとの結論から改善・向上への取り組みは行われなかった。なお、研究所やセンターに関する自己点検・評価は、それぞれの組織で行われた自己点検・評価結果が「内部質保証委員会」に報告され、「内部質保証委員会」が資料等を確認し、評価を行っているが、2018（平成 30）年度以降の点検・評価については、より多面的に検証が行えるよう、「学長研究科長部長会議」が点検・評価を行うこととなっており、教育研究組織の今後の改善・向上への取り組みに期待する。

4 教育課程・学習成果

<概評>

授与する学位ごとに、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程の教育課程を体系的に編成している。学部において、単位の実質化を図るための措置は概ね適切に行われているが、4年次の学生に対する履修登録上限単位数の例外的緩和措置については、単位の実質化の観点から慎重な対応が望まれる。年度初めの手厚い履修指導や学習支援プログラムの応募型予算化等、小規模大学の利点を生かし、学習を活性化するためのさまざまな手立てを講じている。また、成績評価や単位認定、学位授与については、基準を公表し適切に行っている。学習成果の測定に関しては、卒業論文等による評価、定期的に学生に実施するテストによる形成的評価や在学生・卒業年次学生等に対するアンケート調査等、多面的に試みているが、測定方法・指標の妥当性・信頼性についての検証が望まれる。教育課程及びその内容・方法の自己点検・評価は、担当する組織・会議体が見直しを図り、学部は「学務委員会」、研究科は「研究科運営委員会」での検討を経て、教授会または研究科委員会で審議され、学務課がデータ提供等の補佐を担っており、「内部質保証委員会」は、期中・期末に上記部局への点検・評価の指示、その報告を受けたうえでの改善指示、理事長・学長に対する全学的対応を要望している。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針は、建学の精神や大学の理念・目的を受けて学部・研究科の学位ごとにこれに沿って方針を定め、『学生要覧』やホームページ上に方針を公表している。すなわち、学部の学位授与方針は、6項目の「知識、技能、態度、資質を備えた学生に対して卒業を認め、学士の学位を授与する」とし、これに各学科の学位授与方針としてそれぞれの専門分野に応じた学習成果を明確に示した内容と

なっている。また、研究科の学位授与方針は、修士及び博士それぞれの課程の教育研究上の目的に対応した学習成果を明記している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、学部の方針として明記されている、初年次教育の核となる共通基礎科目、知的素養を培うための共通教養科目、学科専門科目、主体的な学習機会の設定、能動的な学習を促進するための授業方法とクラス編成、学生の学修計画に沿う履修体系・時間割編成等の各事項について、5学科がそれぞれの専門性を考慮しながら、かつ各学科の学位授与方針に基づいて適切に定めて、ホームページを通じて公表している。

研究科においては、学位授与方針に基づいて、「コースワークとリサーチワークを適正なバランスで編成する」ことをうたい、「専攻ごとに、1年次2年次の各年次に『総合演習』科目を必修科目として設置し、研究倫理を含めた論文指導や基礎的な研究の知見等の指導を行うこと」や「指導教員の担当する科目において、より高度な研究能力の育成が滞りなく遂行できるよう適正な指導を行う」ことを方針としており、専攻や学位課程のそれぞれに適切な教育課程の編成・実施方針を示し、ホームページを通じて公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

文学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通科目、各学科専門科目及び5つの資格課程の科目を編成している。各授業科目の関係性を図式化したカリキュラムマップと科目番号（ナンバリング）を導入し、カリキュラムの体系性・順次性を確保している。例えば、地球市民学科においては、グローバル社会系、グローバル・コミュニケーション系、フィールドワーク系の3つの学習領域が学べるように科目が適切に配置されていることが確認できる。また、同学科では、選択科目に難易度（レベル1～4）が記されることにより、学生一人ひとりの理解・習熟度及び学習計画に配慮した履修が可能となっている。

大学院の科目は、修士課程・博士課程ともに教育課程の編成・実施方針を踏まえて、専攻ごとに科目を設置している。各専攻会議がカリキュラム運営の中心となり、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせてカリキュラムを編成している。なお、各専攻会議で作成したカリキュラム案は、「研究科運営委員会」での審議を経たうえで、研究科委員会で審議・承認を受けている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部においては、単位の実質化を図るための措置が、丁寧な履修指導を含め概

ね適切に行われている。ただし、1年間に履修登録できる単位数の上限を、4年次の学生へ例外的に緩和する措置については、単位の実質化の観点から慎重な対応が望まれる。履修科目選択のためのシラバス内容の整備・充実や「シラバス編集委員会」による不備の確認、授業科目による履修学生数の調整や時間割の工夫、学習支援・管理システム「学びの泉」導入による双方向の講義等授業方法の改善、ポータルサイトの開設で教職員の学生情報共有が促進されたことによる教育支援・指導の拡充等が、学習を活性化するための有効な教育上の措置となっている。特に、全専任教員による年度初めの手厚い履修指導体制は、時期と内容においても学生の学習への理解と活性化に資する重要なサポート体制となっており適切である。また、教育改善の取組みとして、「教育・研究充実のための特別資金」を整備し、授業内外の場における学生のアクティブラーニングの推進・支援を行っている。

研究科においては、シラバスは学部と同様の整備状況であり、学生の学術研究能力の向上及び研究活動の活性化を図るために、海外での学会発表や学会活動への参加を支援している。このように教育課程の編成・実施方針に基づいて学習の活性化に努めている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

全学において、成績評価について評価と素点との基準の連関を定めて『学生要覧』に明記し、GPAの算出にも用いており、学生に対しても成績評価方法及び基準を公表している。また、評価への異議申出の制度があり、学生の申出理由に応じることによって教員の説明責任の意識化を図り、成績評価の客観性や厳格性に寄与する措置がとられている。単位認定については、学部では、1単位あたりの学修時間を鑑みて、授業前・授業中・授業後の学修活動のシラバス記載を教員に求め、既修得単位の認定も厳密に実施している。

学位授与に関しては、教授会での卒業要件の審査を経て学位認定としている。それに先立ち、各学科で、卒業論文や口述試験について専門分野からの評価とともに学位授与方針に基づく評価を行っており、地球市民学科ではこのための直接的指標を設定している。また、学部では、これら単位の実質化や卒業要件・手続について入学時から複数回の説明を行っており、明確な手続によつて的確な指導を行っている。

研究科修士課程では3専攻とも、所定の修学年数・方法により修了に必要な単位数を修得し、研究指導を経た論文の審査と最終試験に合格することにより修士を授与することとしており、修了要件として、全専攻で幅広い学識と専攻分野の研究能力及び高度な専門的職業能力を求め、加えて専攻ごとの修了要件も課して厳正な審査をしている。研究科博士課程では、修士課程同様の規程による所定の

年数・方法及び博士論文の審査及び試験の合格をもって、博士を授与するとしており、審査及び試験の過程で自立した研究者としての能力を有しているか等、外部審査員も含めた審査委員会による厳正な審査が行われる。なお、各学位論文の審査基準は教育課程の編成・実施方針の一部として記載され、ホームページで公開するとともに、『学生要覧』に記載している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の測定については、全学において、卒業論文等による評価を学位の最終的な学習成果の測定としているほか、入学開始期及びその後の2年次、3年次に合計4種類のテスト（入試に関するアンケート、英語のプレイスメント・テスト、国語基礎学力判定テスト、汎用的能力やジェネリックスキルを測定するPROGテスト）を実施し、知識・技能・資質等を測定し、診断的評価及び包括的な形成的評価を試みようとしている。また、学生アンケート（1～4年次）並びに卒業年次生及び卒業生に対するアンケート調査に学位授与方針の修得度に関する質問項目を含めている。これらは専門分野から学生に求める学習成果の把握を可能にしており、地球市民学科において卒業論文を学習成果として評価するための直接的指標の設定とあわせ、一定の評価ができるが、今後、測定方法・指標の信頼性・妥当性についてのさらなる検証が望まれる。なお、GPAについては、2018（平成30）年度に正式に導入し、学習成果の評価指標として用いることを検討している。

研究科では、修士論文及び博士論文の評価について、各課程の基準・手続等に基づき厳正に行われており、学位授与方針に定められた学習成果については、学生アンケート及び修了年次生アンケートの結果を用いて把握している。

学習成果の測定方法や評価するための指標の検証は、「内部質保証委員会」の指示を受けて、学部は「学務委員会」、研究科は研究科委員会が中心となって行っている。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容・方法の自己点検・評価は、学生の学習状況、履修状況、達成度等を確認しながら、各授業の運営を担当する組織・会議体が見直しを図り、学部は「学務委員会」、研究科は「研究科運営委員会」で検討した後、教授会または研究科委員会で審議するという手順を踏んで行われ、学務課が必要に応じてデータを提供している。「学務委員会」、研究科委員会や学務課等の点検・評価の結果をもとに、「内部質保証委員会」は全学的な見地から点検・評価を行い、改善・向上の取り組みについて指示をしており、この結果、GPAの導入が決定するなど

具体的改善が図られている。

5 学生の受け入れ

<概評>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との整合性を踏まえて、全学の学生の受け入れ方針を定めるとともに、学部・学科、研究科・専攻ごとにそれぞれの受け入れ方針を明示し、『入学試験要項』及びホームページの入試情報のなかで詳細に示している。しかしながら、収容定員に対する在籍学生数比率については高い学科がある一方で、研究科では低く、定員管理について問題を抱えている。入学者の選抜については、「入試委員会」を中心に、毎年 の点検・評価に基づいて入試制度や入試科目を見直す改善サイクルが概ね機能しているものの、学部の推薦入試や研究科については検証の成果が上がっているといえず、学生の受け入れについて努力されたい。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部学生の受け入れ方針は、学位授与方針に定める6項目の知識・技能・態度・資質等を培い備えるための基礎的学力のある者を選抜することを目的として、学部・学科それぞれに設けられており、求める学生像や各入試制度の種別による判定方法について、入学希望者に理解しやすいように具体的に記載されている。これらはホームページ及び『入学試験要項』で公表され、適切な対応となっている。

また、大学院については、修士・博士の両課程において、学位授与方針に掲げた教育理念を明示するとともに、各専攻において幅広い視野に立つ高度な専門性を有する学生を育成するために、男女を問わず多様な求める学生像を学生の受け入れ方針に明示しており、適切である。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集や入学者選抜の制度は、学部では、各種推薦入学、AO入試、一般入試等7種類を、大学院では、外国人入試、社会人入試、一般入試の3種類を設けている。入試制度の種別ごとに学生募集のプロセスを適切に設定して、『入学試験要項』及びホームページに公表している。

入学者選抜の運営体制は、学部では、入試課作成の基礎資料に基づいて「5学科主任等会議」で可否原案が作成され、教授会審議を経て学長が可否を決定する。大学院では、各専攻が原案を作成し、それを「専攻主任等会議」で確認・修正し、研究科委員会の審議を経て学長が決定しており、学部及び研究科ともに運営の体制は適切に整備されている。また、障がい者、社会人、留学生、帰国生徒、編入

学生等入学希望者に対する配慮については、募集とともに周知される仕組みとなっており、適切に行われている。

以上の点から入学者選抜の制度や運営体制を、規程または要項等に明示して適切に整備し、入学者選抜を公正かつ公平に実施していると評価できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部においては、学科ごと及び入学試験制度の種別ごとに募集定員を設定し、ホームページ等で公表している。定員管理については、2017（平成 29）年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高い学科があり、その一部は著しい定員超過となっていた一方、大学院博士課程において収容定員に対する在籍学生数比率が低かった。2018（平成 30）年度については、一部の学科及び大学院博士課程の比率は改善したものの、いまだ複数の学科において収容定員に対する在籍学生数比率が高いため、学部の定員管理の徹底に向け引き続き改善が求められる。なお、2018（平成 30）年度は修士課程において収容定員に対する在籍学生数比率が低くなっているため、改善が望まれる。

定員超過の傾向が見られるため、推薦入学者の定員超過に対する取組みとして一部の指定校に対する推薦人数枠の削減を実施するほか、4 年次生の留年者対策強化の検討が行われているが、定員超過の状況とその原因について検証し、さらなる具体的な改善策を検討することが望まれる。研究科についても、「入学者を増やすための取組みが求められる」と自ら課題としているため、より具体的な改善策を検討することが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部では「入試委員会」、研究科では研究科委員会が、学生の受け入れ方針に基づいて学生募集を行い、志願者、受験者、合格者、入学者等のデータを踏まえ、学部・学科及び研究科・専攻ごとに傾向の把握と分析を行っている。また、入試制度の種別ごとに入学時・入学後の成績や留年率等から、入試制度の選抜方法としての適切性を点検・評価している。この点検・評価の結果は、「内部質保証委員会」へ報告され、「内部質保証委員会」が理事長・学長に対して要望書を提出し、それを受けて理事長・学長から改善通知が出される。具体的な改善・向上の取組みとして、各種別の推薦入試合格の入学予定者に対する入学前教育には、読書課題に加えて小論文課題等が行われており、学生の受け入れの改善・向上に向けた取組みは適切であるといえる。ただし、研究科においては学生の受け入れについ

て、検証の成果が上がっていないことから、今後は、修士及び博士の課程ごとに改善のための方針を定め、それに基づいてより有効な点検・評価を実施することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 2018 (平成 30) 年度において、収容定員に対する在籍学生数比率について、文学部英語英文学科で 1.29、同地球市民学科で 1.27 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

大学の理念・目的に基づいた、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針は明示され、「大学の諸活動に関する方針」として学内に共有されている。ただし、この方針は全学的なものであり、研究科の教育内容に応じた方針は明示されていない。専任教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要となる教員数を満たしており、40 代以下の若手がやや少ないが、若手の女性教員の積極的な採用も見られる。教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続は「教員選考基準」等に明記されている。ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に関しては、学部のみならず、大学院の「FD委員会」での独自な研修会が行われるなど、組織的かつ多面的に実施されている。教員組織の適切性についての点検・評価は、「内部質保証委員会」により行われている。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像は、「本学の教員は、本学の建学の精神を理解し、本学の教育方針に則り教育目的の達成に努める。併せて、専門分野について、研究上、教育上、若しくは実務上の優れた知識・能力・実績を備えた上で、学生の教育や専門の研究、及び必要な校務に誠実に従事する」と定めている。教員組織の編制に関する方針も、グランドデザインを踏まえたうえで学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に沿って定めている。これらは「大学の諸活動に関する方針」として学内に共有されている。なお、この方針は全学的なものであり、研究科の教育内容に応じた教員組織の編制方針の検討が望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

全学の教員組織における専任教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。年齢・性別の構成については、40代以下の若手がやや少ないが、積極的な女性教員の採用も見られ、若手教員の男女比に大きな偏りは見られないが、教授については男性が多くなっている。全学共通科目は、「全学共通科目の科目運営に関する内規」に従い、担当科目分野ごとに「科目運営会議」を設置し、ふさわしい教員を課程・研究所に所属するよう配置して、具体的な運営に当たっている。大学院の教員組織については、「大学院担当教員選考委員会」の資格審査を経て、修士課程・博士課程それぞれの学問的水準を満たす教員組織を適切に編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に関する基準は「教員選考基準」及び「教員選考基準に関する申合せ事項」に、手続は「教員選考規程」及び「教員選考規程運用内規」に明示されている。学部に関しては、「教員選考委員会」が公正、厳密に審査している。また、審査に当たっては、研究業績だけでなく、教育実績、管理運営上の実績、社会活動上の実績を考慮することを「専任教員採用・昇格人事及び非常勤講師採用人事の手順」において定めている。大学院については、「大学院教員選考委員会」が「清泉女子大学大学院担当教員選考規程」「清泉女子大学大学院担当教員選考基準」に従い選考を行い、研究科委員会の審議を経て学長が決定することを示している。以上のことから、教員の募集、採用、昇任等は適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、「FD委員会」「大学院FD委員会」が、組織的かつ多面的な活動を展開している。FD研修会は前期、後期それぞれ開催され、特に、後期のFD研修会は学外に向けて一般公開されており、高等学校の教育関係者等も参加し、高・大の接続の一つの形としても機能している。「大学院FD委員会」独自の研修会も行われ、大学院学生による授業評価アンケートを踏まえて選定された最優秀授業の担当教員が、授業における工夫点等のプレゼンテーションを行い、大学院教育における教授法や授業改善の実践を図っている。

学部学生による授業評価アンケートで評価の高かった教員に対して「優秀授業実践賞」を授与しており、『FDニューズレター』に公表している。また、その教員による公開授業も行うことで、他の教員の授業改善を図る際の参考事例となっている。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性についての点検・評価は、2017（平成 29）年度から「内部質保証委員会」により行われており、2017（平成 29）年度の点検・評価の結果、授業改善に向けた取り組みを組織的に行うことを目的に、授業評価アンケートの共有と意見交換を実施し、FD活動の結果を授業改善に結び付けられるよう改善を行った。

7 学生支援

<概評>

大学の理念・目的を実現するために「大学の諸活動に関する方針」を定め、このなかで修学支援、生活支援、進路支援の3つの分野にわたる学生支援に関する方針を示して学務課、学生課、ウェルネスセンター、就職課を中心に各分野の学生支援を担う体制とし、留学生支援と海外留学をする学生への支援は国際交流センターが担う体制としている。学生の学習・生活相談については、グループアドバイザー制度、学生サポーター制度、オフィスアワー制度等を設けて対応し、経済的支援については、多様な奨学金を整備している。健康支援については、女性カウンセラーの配置をはじめ心身の相談に配慮した支援体制をとっている。進路支援については学部初年次から大学院学生までを対象とする体系的な支援策が講じられている。

学生支援の適切性に関する自己点検・評価は、「学務委員会」及び「学生生活委員会」が行い、「内部質保証委員会」による全学的な自己点検・評価及びその結果を受けた改善・向上の取り組みを行う仕組みを設けている。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念や目的を実現し、学生が学習に専念し安定した学生生活を送るために、学生への適切な支援を明確にするための方針を修学支援、生活支援、進路支援の3側面から定め、「大学の諸活動に関する方針」を専任教職員に配付し、学内での共有と支援の充実を図っている。

この方針には、修学支援に関しては「学生が学習に専念できるよう、図書館の充実や留学支援の強化などの学習支援充実を図る」、生活支援に関しては「学生が心身ともに健康で安全な学生生活を安定して送れるよう、種々のサポート・相談体制を整える」「サークルなどの課外活動も教育の一環と位置付け、適切に支援を行う」、進路支援に関しては「正課の教育課程を通して体系的なキャリア形成支援を行う」等、大学の学生支援に関する方針をわかりやすく明示している。

これらのことから、学生支援に関する大学としての方針は適切に明示されていると評価できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する方針に基づく大学の支援体制については、修学・生活・進路・正課外活動のそれぞれに対して、学内の事務部署・管轄のセンター、「学務委員会」及び「学生生活委員会」が責任を担う多面的な学生支援体制を整備していることが確認できる。

ハラスメント防止に関しては、「ハラスメント防止等に関する規程」等に基づき、「ハラスメント防止委員会」を設置して対応を行っている。

修学支援では、補習教育・補充教育が、グループアドバイザー制度や学生サポーターの配置によって整備され、自主的学習については、「English Lunch Lounge」（英語）や「¡Hablemos!」（スペイン語）等の語学学習サロンが学科を超えて用意されており、建学の精神に則したプログラムも複数ある。また、成績不振、留年、休学、退学の学生に対しては、学務課と各学科との連携、及び個別面談・対応による状況把握が適切に行われており、留学生支援についても日本語教育の提供、経済的支援に加えて、所属学科の日本人学生が「バディ」となり、交流を通じた修学・生活全般の相談を行っている。障がいのある学生の支援は、「障がい学生支援規程」に基づき必要な配慮事項と支援内容の調整が関連部署と教員の連携、学生スタッフの支援活動等により適切に実施されている。

生活支援については、ウェルネスセンターにおいて専門家・医師による学生相談や精神・身体・栄養の多様な相談に対応できる体制のもと、学生の健康で安全な学生生活を支援していることは、少人数教育の実践を支え、大学の理念の実現に資する取組みとして高く評価できる。また、奨学金等の経済的支援策は、「奨学生規程」「清泉女子大学大学院奨学生規程」等奨学金制度ごとに規程を定めて運用方針等を明示するとともに、学生の状況や希望に応じて幅広く用意している。

進路支援については、大学院学生を含む全学生を対象にして、初年次からのキャリア形成支援のための講座を正課として開講していることや就職ガイダンスを柱に、企業研究セミナー、職種理解講座、業界研究会、TOEIC® I Pテストの実施、面接対策セミナー等を行い、具体的な就業への実践力を身に付ける各種の取組みを体系的に進めている。

その他の支援としては、学生の主体的な課外活動の奨励として「学長賞」等を設けているほか、カトリックセンターがキリスト教関連行事の実施に当たり、教職員と学生との協働活動を通じて、学生による建学の精神の理解を深めていることも評価できる。また、「学生支援連絡会」の開催や学生カルテ等の活用による情

報共有、さらに「学生対応勉強会」の実施をはじめとする教職員による一体的な支援の取組みがされており、学生支援は適切に行われている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援に関する自己点検・評価については、「学生生活委員会」が、1～4年次対象の「学生アンケート」の結果と同調査にある自由記述の大学への要望・意見をとりまとめて、学生生活全般の状況把握とともに、関係部署に改善・向上に向けた取組みを要請し、学生に対しても調査結果の概要と改善点についてフィードバックしている。また、卒業年次・修了年次生アンケートや卒業生アンケートによっても、学生支援に関わる点検・評価を実施している。全学的な観点からの点検・評価は、「学務委員会」や「学生生活委員会」による点検・評価の結果に基づき、「内部質保証委員会」で毎年実施している。なお、2017（平成 29）年度の点検・評価の結果、改善すべき事項はなかったため、改善・向上に向けた取組みを実施していないが、引き続き、この仕組みに基づいた学生支援の充実を図ることが期待される。

<提言>

長所

- 1) 学生支援（生活支援）の方針のもと、ウェルネスセンターに女性の精神科医師、婦人科医師、管理栄養士等専門家を配置し、身体、精神、栄養等の学生生活上における多様な不安について個別の学生の事情に考慮した相談や支援ができる体制を整え、学生の健康で安全な学生生活を支援していることは、少人数教育の実践を支え、大学の理念の実現に資する取組みとして評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

学生の学習や教員による教育研究等環境に関して、環境や条件を整備するための方針は「大学の諸活動に関する方針」に明示され、教職員に共有されている。その方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

教育研究活動の促進に関しては「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」として、大学ホームページに明示している。特にラーニングコミュニティは、学生の学習を支援する環境として、学生のみならず教員も積極的に活用しており、高く評価できる。教育研究活動の重要な拠点として今後の発展が期待される。

科学研究費補助金申請のための事務支援体制が整備され、獲得件数も増加傾向にある。

研究倫理を遵守するため、「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」等の規程が定められ、コンプライアンス教育の受講等必要な措置が講じられている。

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、「清泉女子大学内部質保証に関する規程」に基づき横断的に組織された大学管理・運営チームが、「大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領」に従い行ったのち、「内部質保証委員会」による点検・評価を経て改善・向上の指示を受けている。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

施設・設備、図書館・情報メディア環境等、教育研究等環境の整備に関する方針は「大学の諸活動に関する方針」に明示され、配付されることで教職員に共有されている。同方針には、例えば、教育研究環境に関しては「教員の研究活動の活性化を図り、各教員がそれぞれの専門分野で第一線の研究業績を上げ、かつその成果を教育に反映させ社会貢献につなげられるよう、大学として適切な研究費その他の支援を行う」「研究倫理の遵守も全学に徹底を図る」ことが定められている。

また、2017（平成 29）年度に、既存の施設・設備を安全で衛生的な状態で使用するための「中・長期修繕計画」を策定し、学内で共有している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎は大学設置基準を満たしている。校舎の改修工事を進めることで、耐震性の向上だけでなく、学生の能動的な学習活動の場であるラーニングコモンズ等を整備している。東京都指定有形文化財である本館は、大学の象徴であり、維持管理のほか通常の授業等で活用していくために、必要な補修等、適切な対応をとっている。防災対策も、防災訓練や『防災レター』の発行等適切に取り組んでいる。

情報関連施設としては、情報処理教育用のパソコン教室やパソコンを備えた自習室のほか、語学学習用のCALL教室を備えている。自習用パソコンの貸出や各所への設置も行っている。また、演習用の教室を含めたすべての教室にプロジェクター等を備え付け、ICTを用いた教育が可能となっている点は評価できる。

ネットワーク環境に関しては、教育方法の変化に対応するよう整備が行われ、学習管理システム（LMS：Learning Management System）を導入し、授業で活

用している。情報倫理に関しては、2017（平成 29）年に「情報運営委員会」が主として「情報倫理についてのお願い」を教職員に配付し、周知している。学生に対しても、必修の情報科目のなかで情報倫理に関する講義を実施し、情報セキュリティについてのパンフレットを作成し配付している。

上記により、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館では、学習・研究に必要な図書・雑誌の収集を行っており、オンラインデータベースも充実している。ガイダンスを行い、データベースの利用を促し、アクセス数を伸ばしている。また、『清泉女子大学紀要』等を機関リポジトリで公開し、教員の研究成果を発信しているほか、国内外の図書館とネットワークを結び、相互利用の促進を図っている。館内に無線LANを整備し、パソコンを備えるとともに、閲覧座席数を備えている。専門的知識を有する専任職員を配置し、利用者対応に当たっている。学生向けには、各学年で「文献検索ガイダンス」等のガイダンスを実施するなど、学術情報の利用技術等の支援を行っている。ライティングアドバイザーが駐在し、学生のレポート作成等の支援を行っているほか、上級生や大学院学生を学生図書館スタッフとして採用し、学生のピアサポーターとして活用している。

上記により、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらが概ね適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考え方は「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」として、「一人ひとりが、キリスト教の理念に基づく本学の教育研究の理念と高い倫理観に基づき、法令や関係規則及び学内の諸規程を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努め、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない」と大学ホームページに明示している。

ラーニングコモンズでは、「グループ学習室」「コモンスペース」を設け、各学科の事務助手を配置し、基本的な図書を揃えるなど、学生の自習やグループ学習に対応できる体制を整備している。また、ラーニングコモンズを授業内外のイベント等においても活用しており、授業外における学生の自主的な学習の増加及び教育研究活動の促進が期待できるものとして高く評価できる。ラーニングコモンズは、今後設置予定である学生支援のエンロールメント・マネジメント等を目的

とする「教育・学習支援センター」とも深く関わるため、一層の発展が期待される。

教員が研究に専念できるよう、専任教員にはすべて研究室が提供され、授業以外の日は研究時間に充てることができるようになっている。また、一定の職務に当たる教員の授業負担を軽減する制度や、一切の授業や校務を免除され研究に専念できる特別研究員の制度を設けている。専任教員の個人研究費を支給するとともに、国内外の研究旅費も支給している。兼任教員を含む教員グループに対する研究助成も行っている。

科学研究費補助金申請のための幅広い事務支援体制が整備され、獲得件数も増加傾向にある。また、ティーチング・アシスタントを適切に配置するなど授業支援も充実している。

上記により、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程として、「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」のほか、「公的研究費の適正管理に関する規程」「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を定めている。教員に対し、学内学習システムを利用したコンプライアンス教育を受講し、関係書籍を通読したうえで、誓約書を提出するよう義務付けている。告発窓口も整備し、諸手続も規程で定めている。また、教員が研究費を適切に使用できるよう手引きや様式を明示し、内部監査も実施している。

また、研究倫理を遵守するための必要な措置も講じており、適切に対応していると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は「清泉女子大学内部質保証に関する規程」に基づき、事務部局を中心に横断的に組織された大学管理・運営チームが、「大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領」に従い行っている。2017（平成 29）年度は 2 回の会議が開かれ、点検・評価結果は、「内部質保証委員会」に報告され、同委員会による点検・評価の結果、改善すべき事項はなかったため、改善・向上の取り組みを実施していないが、引き続き、この仕組みに基づく教育研究等環境の充実を図ることが期待される。

<提言>

長所

- 1) ラーニングコモンズに「グループ学習室」「コモンスペース」を設け、学生の自習やグループ学習をサポートするために各学科の事務助手を配置し、基本的な図書を揃えるなど、学生が自主的に学習に取り組む環境を整備している。また、「コモンスペース」では、授業内外のイベントや正課外講座においても活用している。これらの取組みは、授業外における学生の自主的な学習の増加及び教育研究活動の促進が期待できるものとして評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献が「大学の諸活動に関する方針」の一つとして明確に位置付けられ、大学の理念・目的を実現し教育研究の成果を還元するために、「清泉ラファエラ・アカデミア」をはじめとする生涯学習講座、ボランティア活動、地域交流、国際交流等、多彩な取組みを広範かつ熱心に展開している。これらを実施する体制として「地域連携活動推進のための基本要綱」に基づいて「地域連携推進本部」を設置し、社会連携・社会貢献の活動推進を行って改善につなげている。また、生涯学習事業全体の企画を行う組織として「生涯学習委員会」を設置している。社会連携・社会貢献の適切性については、「地域連携推進本部」及び「生涯学習委員会」が自己点検・評価を行い、「内部質保証委員会」は点検・評価の結果を受け、改善指示を出すなど、全学的な見地から点検・評価及び改善・向上の取組みを行っている。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は、「大学の諸活動に関する方針」の一つとして定め、大学の理念、目的の実現のための取組みとして社会連携・社会貢献が進められること、学生が参画する場合は教育的な取組みとして進めることが方針化されている。具体的には、「建学の理念・目的の実現の一環として、研究成果の社会への発信と還元、生涯教育、ボランティア活動、産学連携など、様々な形で社会連携・社会貢献に努める。社会のグローバル化に対応するため、海外の大学やキリスト教関連団体などとも協力しつつ、国際交流の促進を図る。社会貢献・社会連携・国際交流のいずれにおいても、学生が関わる場合は、教育の一環としての位置付けの下に行う」との方針が明示され、文書で配付することで教職員に周知している。また、ホームページに「地域連携・産学官連携」のページを設け、この方針と具体的な取組みの内容等を公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域連携活動を組織的に推進するため、「地域連携活動推進のための基本要綱」に基づき、2016（平成 28）年 8 月に副学長を本部長とする「地域連携推進本部」が設置され、この本部が中心となって、大学の教育研究機能を生かしたさまざまな地域貢献活動を進めている。また、2017（平成 29）年度からは、「大学の諸活動に関する方針」に基づき、地方自治体や国内外の大学、キリスト教関連団体をはじめとするさまざまな学外組織と連携し、生涯学習講座、ボランティア活動、産学連携、地域交流、国際交流を中心とした社会連携・社会貢献に関する多彩な取り組みを行っている。

地方自治体との連携については、地元の品川区との間で包括協定を締結し、従来行っていた公開講座の共催や学外教育、災害発生時における防災協定に加えて、地域社会の発展を目的とした産官学連携体制の強化に取り組んでいる。旧島津公爵邸（本館）を所有していることが契機となり、鹿児島県とも包括連携協定を締結し、学園祭等の場を活用した取り組みをはじめ、多様な地域連携活動を行っている。

生涯学習分野では、1993（平成 5）年に始まった大学の生涯学習講座である「清泉ラファエラ・アカデミア」の取り組みで、文学・歴史・宗教・美術等の教養系や語学系等の講座を開講し、学生を含む多数の市民が参加している。また、品川区と大学研究所の共催による「土曜自由大学」の開講、品川区主催の「しながわ学びの杜」への講師派遣も行っている。加えて、近隣の保育園・小中学校との交流や学習支援、ボランティア活動、地元テレビ番組への学生レポーターの派遣、学生が案内役を務める本館（旧島津公爵邸）見学ツアー、さらにしながわ観光協会との連携によるホームページの英語版への翻訳等学生が関わる社会連携・社会貢献の優れた取り組みを多様かつ積極的に行っている。

このように教育研究の成果が適切に社会に還元されており、優れた社会連携・社会貢献の取り組みを行っているとは高く評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成 29）年に、「地域連携推進本部」が社会貢献・社会連携に関する諸活動について点検・評価を行い、「内部質保証委員会」に報告を行った。また、同年に品川区から第三者評価を受け、大学が長年取り組んできた社会連携・社会貢献活動は品川区の教育・文化の進展に大きく貢献するものとして高く評価されている。また、生涯学習事業については、2017（平成 29）年度から「生涯学習委員会」が生涯学習関連事業全体の企画や点検・評価を行うこととなり、受講生に対して

行う統一アンケートの提案が行われた。「内部質保証委員会」は、社会連携・社会貢献を統括する「地域連携推進本部」及び「生涯学習委員会」が行う自己点検・評価の結果について報告を受け、改善指示を出すなど、全学的な見地から点検・評価を行っている。

<提言>

長所

- 1) 社会貢献・社会連携の方針のもと、「地域連携推進本部」が大学の教育研究機能を生かした生涯学習講座を展開し、大学独自の公開講座「清泉ラファエラ・アカデミア」や、所在する品川区との共催による学習講座「土曜自由大学」等を通じ、地域に根ざした高等教育機関として学術的知見の地域還元に積極的に取り組み、品川区からの第三者評価においても高い評価を得ていることから、評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

大学運営については、「大学の諸活動に関する方針」をはじめ、必要な規程を整備して行われている。中・長期の計画等については、2016（平成 28）年度に「清泉女子大学グランドデザイン」を策定して教職員への周知を図っている。学長をはじめとする所要の役職が置かれるとともに、教授会等の教育組織及び事務組織が編成され、またその役割と権限を関連規程に明示して運営が行われている。予算の編成・執行に関しては、手続及び権限を明示し、透明性の確保が適切に図られている。なお、「教員と事務職員等の連携及び協働」に対応する取組みは迅速に行われている。

大学の運営に関する自己点検・評価活動は、監査法人による監査及び監事による監査のほか、「清泉女子大学内部質保証に関する規程」に基づき、副学長を委員長とする「内部質保証委員会」や大学事務局の責任者で構成する「大学管理・運営チーム」で実施している。

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

中・長期計画である「清泉女子大学グランドデザイン」を踏まえ、「大学の諸活動に関する方針」の一つとして「大学の中・長期計画等に係る施策を推進するために、法人・大学ガバナンス体制を再整備し、迅速で円滑な運営に努めるとともに、教育改革に必要な教学マネジメント体制を整備する」等大学運営・財務に関する方針を示し、専任教職員にこの文書を配付して周知を図っている。

「清泉女子大学グランドデザイン」は中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針という視点では、具体的施策は盛り込まれていないが、年度ごとの予算編成方針及び事業計画書で具体化を図っている。

また、大学運営に関する基本的組織を「学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則」で定めている。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長は、「清泉女子大学学長選考規程」及び「清泉女子大学学長選考規程施行規則」に基づき適切に選考が行われている。その職務及び権限については、大学学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定め、「学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則」において、理事会が学長に委任する事項として、大学教職員の人事、予算執行に伴う出納事務、資産の維持保管、その他の委任される事項を規定しているほか、学長が理事長の事務を代決又は専決する事項として、「学長職務規程」のなかに教育課程の編成等 38 項目を規定している。副学長及び学長補佐、学部長、研究科長をはじめとする役職者の任命、役割等については、「教員の職制に関する規程」に詳細に定めている。なお、学部長は、学長または副学長の兼任としている。

教授会に関しては、大学学則及び「教授会規程」において、学長が決定を行うに当たり、または学長の求めに応じて、「意見を述べる」機関として規定している。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係は、寄附行為及び「学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則」により、理事会は、学長任免等の人事に関する事項のほか、教育に関する計画や経営に関する方針等、法人の運営の基本に関する重要な事項を決定することを規定している。また、理事会の効果的な運営のため、「常務会」が設置されている。意思決定、権限執行等は関係法令や規程に従って行われている。

学生や教職員の意見を大学運営に反映するため、毎年実施の学生アンケートや「教職員連絡協議会」等で意見を聞く機会を設けている。

危機管理対策は、「清泉女子大学危機管理規則」、「避難訓練・地震対策マニュアル」、「海外プログラム緊急重大事故対応マニュアル」を定め、重大な被害等が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に備え、学長のリーダーシップのもとに適切な対応をとることが可能な体制となっている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行の手続は、「学校法人清泉女子大学経理規程」及び「学校

法人会計基準」に則り行われている。理事会が決定した予算編成方針に基づき、各部署責任者に対する説明、各部署へのヒアリングを実施し、「常務会」等の審議を経て、最終的に評議員会、理事会における審議、承認を経て決定される。予算執行に関しては、「学校法人清泉女子大学経理規程」でその手続等を定め、「管理職代決規程」の規定に基づき、適切に行われている。2017（平成 29）年度の「管理職代決規程」改定で決裁権限の見直しが図られているが、予算編成及び予算執行の透明性は確保されている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則」及び「事務分掌規程」に基づき、大学設置基準に定められた大学運営に必要な事務組織を設けている。法人及び大学の管理運営部門として、理事長室、学長室及び総務課等事務局 4 課、教学・学生支援部門として、3 部 4 課、6 センター事務室、図書館事務室及び 3 研究所事務室を置いている。事務組織は、専門性にも配慮しつつ、大学業務を円滑かつ効率的に行えるよう、編成している。

職員の採用、昇任等の人事に関しては、「職員人事に関する規程」に基づき行われている。2014（平成 26）年度から、「職員人事評価規程」を制定し、目標達成度評価と行動評価の 2 つの評価基準で多面的に評価し、「職員賃金規程」により適切に処遇へ反映させる制度の運用を始めている。

専門的な知識を要する職員の育成については、就職課スタッフに対し、キャリアカウンセラー資格を取得させるなど、職員の育成、配置に配慮している。

教授会のもとに設けられた教員組織である各種委員会（「学務委員会」「学生生活委員会」「図書委員会」「入試委員会」等）に、職員を委員として委嘱できることが「教授会規程に基づく委員会内規」に規定され、職員のモチベーションの向上と教学への積極的な参加を促進する方策となっている。これらの委員会のほか、I R チーム、カリキュラム改革等に関する検討チーム等、プロジェクトチームに教員と職員が参画することで教職協働による大学運営が行われている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）については、「職員教育研修規程」に基づき、毎年度の初めに「職員教育研修方針・計画」を提示し、求められる職員像を示したうえで、「等級別研修」「目的別研修」「自己啓発研修」に区分した具体的な職員教育研修プログラムが体系的に実施されている。また、大学運営に関する教職員向けの SD も適切に実施している。

職員の業務評価は、「職員人事評価規程」に各等級の役割責任を明文化することで、職員一人ひとりが自分に与えられた職務と役割責任を理解したうえで、各人の目標達成度及び仕事への取組み姿勢や行動、発揮された仕事の成果や実績等を、各等級に定められた評価要素、評価基準等に照らして客観的に実施している。評価の結果は人事、賃金等の処遇に適正に反映される。また、人事評価の評価者面談の際に評価結果が被評価者にフィードバックされ、評価者（上司）は被評価者（部下）の職務へのさらなる意欲を引き出し、能力開発に役立てる機会とし、仕事の効率化、合理化による業務改善と職員の資質向上を図っている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法令上求められている監査法人及び監事による監査が適正に実施されている。監査法人による改善の指摘や要望が出された場合は、経営責任者による指揮命令に基づき、迅速かつ的確な対応ができるよう工夫している。的確な監事監査が行われるように、監事が理事会、評議員会、「常務会」「発展協力会常任委員会」への出席を通じて、適切性の確保及びその実効性を担保する仕組みとしている。

大学運営の適切性についての点検・評価については、2017（平成 29）年 10 月に制定した「大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領」に基づき、大学事務局を構成する事務局長・理事長室長・総務課長・人事課長・管理課長・財務課長といった責任者が、大学の管理・運営業務全般について毎年度、自己点検・評価を行っている。点検・評価の結果に基づく改善・向上への取組みは、「内部質保証委員会」において審議され、理事長に報告のうえ、改善指示を行う体制である。2017（平成 29）年度については、点検・評価の結果、改善すべき事項はなかったことから、今後の取組みに期待したい。また、内部監査については公的研究費を対象として毎年度「内部監査計画書」を策定のうえ、監査を実施している。

（２）財務

＜概評＞

具体的な数値を定めた財政目標と、その実現に向けた施策からなる中・長期の財政計画を策定している。安定的に学生生徒等納付金を確保しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

「清泉女子大学グランドデザイン」に基づき、「平成 29 年度予算編成方針」のなかで、2020（平成 32）年度までの達成を目指した中期目標と 2021（平成 33）年度以降の達成を目指した長期目標として、「事業活動収支差額比率」「対事業活動収入人件費比率」「手元流動資金（支払資金）」の具体的な目標値を定めている。併せて、それらの目標の実現に向けた人件費の削減策等を明確にしている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

2013（平成 25）年度に大規模な施設改修工事が完了したことに加え、2015（平成 27）年度以降に人件費の抑制や業務の効率化による諸経費の削減等を行ったことにより、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越収支差額（翌年度繰越消費収支差額）の支出超過額の割合」は改善傾向にあるものの、高い状態が続いている。一方、事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率では、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率は、概ね適切な水準を維持している。また、2016（平成 28）年度の学部学費の値上げ等によって、学生生徒等納付金を十分に確保しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」についても、一定の水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、私立大学等改革総合支援事業に 2015（平成 27）年度以降 3 年間連続して選定されたことによる補助金の獲得のほか、事務支援体制の整備による科学研究費補助金の獲得や積極的な教室貸出等による施設利用料の増収等に取り組んでおり、一定の成果を上げている。

以 上

清泉女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	建学の精神・大学の理念 http://www.seisen-u.ac.jp/overview/spirit.php	1-1
	清泉女子大学学則（平成29年度・平成30年度施行）	1-2
	『学生要覧』	1-3
	清泉女子大学大学院学則	1-4
	教育研究上の目的	1-5
	http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/education.php	
	『大学案内2017』	1-6
	『大学院案内2017』	1-7
	平成29年度建学の精神に関連する研修会・行事	1-8
	清泉女子大学グランドデザイン	1-9
	グランドデザイン概要 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00011320.pdf&n=SeisenGrandDesign.pdf	1-10
	予算編成方針	1-11
	財務状況・事業計画・事業報告	1-12
	http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/finance.php	
	平成29年度教育・研究充実のための特別資金申請要項	1-13
	大学の諸活動に関する方針	1-14
2 内部質保証	学校法人清泉女子大学寄附行為	1-15
	学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則	1-16
	清泉女子大学内部質保証に関する規程	2-1
	PDCAサイクル概念図	2-2
	教育の質保証に関する体系図	2-3
	3ポリシー	2-4
	http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student.php	
	平成28年度第2回学務委員会議事録（抄本）	2-5
	3ポリシーの策定について	2-6
	平成28年度第3回研究科委員会議事録（抄本）	2-7
	大学院3ポリシーの策定について	2-8
	専攻・学科における自己点検評価	2-9
	平成29年度第8回内部質保証委員会記録	2-10
	平成29年度第9回教授会議事録（抄本）	2-11
	平成29年度第9回内部質保証委員会記録	2-12
	各種学力試験結果の分析報告	2-13
	平成28年度卒業年次生アンケート	2-14
	平成29年度卒業生調査	2-15
	改善報告書検討結果	2-16
	相互評価結果報告書	2-17
	外部評価に関する意見交換会議事録	2-18
	平成29年度第10回内部質保証委員会記録	2-19
	品川区との意見交換会議事録	2-20
	地域社会課題解決に資する取り組みに対する評価	2-21
	情報の公開 http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/index.php	2-22
	教育情報の公表 http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/index.php	2-23
	認証評価および自己点検・評価 http://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.php	2-24
	『おとずれ』第240号	2-25
	地域連携・産学官連携	2-26
	http://www.seisen-u.ac.jp/overview/collaboration.php	
	ボランティアラーニングセンター	2-27
	http://www.seisen-u.ac.jp/overview/affiliate/volunteer.php	
	清泉女子大学の生涯学習 http://www.seisen-u.ac.jp/lifelongstudy/index.php	2-28

	大学ポータルサイト http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000262601000.html 平成29年度第1回内部質保証委員会記録 2-30 平成29年度第2回内部質保証委員会記録 2-31 平成29年度第3回内部質保証委員会記録 2-32 平成29年度第4回内部質保証委員会記録 2-33 平成29年度第5回内部質保証委員会記録 2-34 平成29年度第6回内部質保証委員会記録 2-35 平成29年度第7回内部質保証委員会記録 2-36 平成29年度第11回内部質保証委員会記録 2-37 平成29年度自己点検・評価結果に基づく改善を要する事項 2-38 平成29年度自己点検・評価結果に基づく改善指示 2-39 平成29年度卒年次・修了年次生アンケート（学位授与方針編） 2-40 平成29年度卒年次・修了年次生アンケート（学びの支援・教育環境編） 2-41	2-29
3 教育研究組織	学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則 3-1 平成29年度教員組織 3-2 平成29年度教員役職者・委員会等一覧 3-3 清泉女子大学人文科学研究科規程 3-4 清泉女子大学キリスト教文化研究所規程 3-5 清泉女子大学言語教育研究所規程 3-6 各研究所実績一覧 3-7 平成29年度組織図 3-8 平成29年度事業計画 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00011327.pdf&n=2017jigyokeikaku.pdf 3-9	
4 教育課程・学習成果	カリキュラム・マップ 4-1 http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/curriculum.php 4-2 『平成29年度開講科目一覧 授業時間割』 4-3 シラバス http://www.seisen-u.ac.jp/department/syllabus/syllabus.php 4-4 学科等会議規程 4-5 全学共通科目の科目運営に関する内規 4-6 教授会規程に基づく委員会内規 4-7 カリキュラム・マトリックス表 4-8 平成29年度科目履修届 4-9 平成29年度シラバス執筆内容の確認について 4-10 平成29年度シラバス修正のお願い 4-11 平成29年度開講科目履修者数 4-12 「学びの泉」操作マニュアル 4-13 ポータルサイト https://portal.seisen-u.ac.jp/portal/top.do 4-14 平成29年度履修登録に関する相談期間 4-15 平成29年度学科ガイダンス資料 4-16 履修登録チェックリスト 4-17 清泉女子大学大学院学位規程 4-18 清泉女子大学大学院博士の学位申請取扱内規 4-19 平成29年度学位論文合同発表会ポスター 4-20 平成29年度発展協力会大学院海外研究活動奨励金募集要項 4-21 教育・研究充実のための特別資金 新規申請・採択一覧 4-22 平成29年度シラバス執筆について 4-23 編入学前に修得した単位の認定について 4-24 成績評価確認申請書 4-25 卒業論文等の位置付け 4-26 卒業報告書・卒業プレゼンテーション評価における直接的指標 4-27 カリキュラムマップ作成とDP・CPのアセスメント（平成29年10月12日学務委員会配付） 4-28 アセスメントについて（平成29年10月12日学務委員会配付） 4-29 平成29年度第11回学務委員会（メール会議）議事録 4-30 PROG結果の学生へのフィードバック資料 4-31 PROG報告書 4-32 欠席率報告 4-33 卒業生アンケート質問票 4-34 平成29年度第9回・第10回・第11回学務委員会議事録（抄本） 4-35 教授会規程 4-36 清泉女子大学大学院研究科委員会規程	

	平成29年度第12回及び第13回研究科委員会議事録（抄本）	4-37
5 学生の受け入れ	平成29年度一般入試・センター試験利用入学試験要項	5-1
	平成29年度A0入学試験要項	5-2
	平成29年度奨学生入学試験要項	5-3
	平成29年度社会人特別入学試験要項	5-4
	平成29年度外国人対象入学試験要項	5-5
	平成29年度帰国子女入学試験要項	5-6
	平成29年度指定校推薦入学要項	5-7
	平成29年度姉妹校推薦入学要項	5-8
	平成29年度卒業生子女・在学生姉妹推薦入学要項	5-9
	平成29年度修道女推薦入学要項	5-10
	平成29年度外国人留学生指定校推薦入学要項	5-11
	平成29年度公募推薦入学試験要項	5-12
	平成29年度一般編入学試験要項	5-13
	平成29年度学士入学試験要項	5-14
	平成29年度姉妹校推薦編入学要項	5-15
	平成29年度指定校推薦編入学要項	5-16
	平成29年度修道女編入学試験要項	5-17
	平成29年度大学院学生募集要項	5-18
	清泉女子大学入学者選抜規程	5-19
	清泉女子大学大学院入学者選抜規程	5-20
	障がい学生支援ポリシー、障がい学生支援規程	5-21
	清泉女子大学における障がい学生支援対応要領	5-22
	平成29年度一般入試・センター試験利用入試入学手続要項	5-23
	平成29年度第6回入試委員会議事録（抄）（平成29年10月12日開催）	5-24
	平成29年度第5回入試委員会議事録（抄）（平成29年9月21日開催）	5-25
	平成29年度第5回入試委員会配付資料3 2017年度清泉女子大学における入試の妥当性検証	5-26
	平成29年度第10回研究科委員会議事録（抄）（平成29年12月14日開催）	5-27
	平成29年度第10回研究科委員会議配付資料 学生募集方法・入学者選抜制度の点検について	5-28
	平成29年度第4回入試委員会議事録（抄）（平成29年7月20日開催）	5-29
	平成29年度第7回研究科委員会議事録（抄）（平成29年10月12日開催）	5-30
	平成29年度第3回入試委員会議事録（抄）（平成29年6月22日開催）	5-31
	平成29年度第3回入試委員会配付資料2-2 公正な入学者選抜の実施について	5-32
	平成29年度第3回入試委員会配付資料2-3 障がいを持った入学希望者に対する受験上の配慮について	5-33
	大学院説明会開催のお知らせ	5-34
	大学院体験一日講座	5-35
6 教員・教員組織	就業規則	6-1
	教員勤務規程	6-2
	教員選考基準	6-3
	清泉女子大学大学院担当教員選考基準	6-4
	大学院専攻会議規程	6-5
	教員の職制に関する規程	6-6
	教員役職者会議規程	6-7
	平成29年度男女別教員数	6-8
	平成29年度専任教員年齢構成	6-9
	平成29年度開講科目決定までの日程	6-10
	教員選考基準に関する申合せ事項	6-11
	教員選考規程	6-12
	教員選考規程運用内規	6-13
	専任教員採用・昇格人事及び非常勤講師採用人事の手順	6-14
	清泉女子大学大学院担当教員選考規程	6-15
	FD委員会実施要領	6-16
	『FDニューズレター』	6-17
	授業評価アンケート結果に基づく意見交換	6-18
	平成29年度後期学部・大学院合同FD研修会	6-19
	平成29年大学院FD研修会（優秀授業報告）	6-20
	地域の課題解決に向けた目標設定・進捗等の構造化	6-21
	清泉女子大学の取り組みに対する評価（品川区）	6-22

	平成29年度前期FD研修会配付資料	6-23
7 学生支援	学生支援連絡会記録 平成29年度学生対応勉強会 ハラスメント防止等に関する規程 ハラスメント防止に関するリーフレット 『学生生活のしおり2017』 ウェルネスサポーター担当表 正課外語学学習 図書館ライティングデスク担当表 「図書館学生スタッフASK ME!」担当表 欠席しがちな学生への対応について 平成29年度転学科試験要項 外国人留学生学生納付金減免規程 『奨学金を希望するみなさんへ2017』 奨学生規程 清泉女子大学大学院奨学生規程 エルネスティナ・ラマリョ記念奨学金規程 中島太郎教授記念奨学金規程 国際交流基金奨学金規程 清泉女子大学発展協力会奨学金規程 清泉女子大学麗泉会奨学金規程 清泉女子大学泉会奨学制度規則 ふうの木特別奨学金 発展協力会学業奨励奨学金 清泉女子大学被災学生支援規程 相談室リーフレット 平成29年度相談室来談者数 平成29年度健康手帳（表紙） 平成29年度健康調査書 平成29年度在学生用健康診断結果コメントシート 平成29年度清泉祭衛生説明会 シラバス（キャリアプランニング1～3） 就職関連授業・行事一覧 キャリアカウンセラー相談枠表 学生カルテ所見 『課外活動のてびき』 学長賞等・ふうの木特別奨励賞手続き概要 平成29年度学生アンケート結果報告 学生アンケート結果のフィードバック 平成29年度第11回学生生活委員会記録（抄本） 平成29年度第9回学生生活委員会記録（抄本） 平成29年度第9回学務委員会議事録	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21 7-22 7-23 7-24 7-25 7-26 7-27 7-28 7-29 7-30 7-31 7-32 7-33 7-34 7-35 7-36 7-37 7-38 7-39 7-40 7-41
8 教育研究等 環境	長期修繕計画予定表 避難訓練・地震対策マニュアル 平成29年度『防災レター』 平成29年度衛生委員会（健康教育講演会） ICT機器の整備状況 情報倫理について（依頼） 情報倫理に関するパンフレット 清泉女子大学附属図書館収書基本方針 平成29年度図書館統計 清泉女子大学図書館 http://www.seisen-u.ac.jp/library/index.php 図書館紹介（共通基礎演習） 文献探索ガイダンス（共通基礎演習） 平成29年度文献検索ガイダンス 平成29年度ライティングアドバイザー利用統計 平成29年度公開ワークショップ 図書館利用サポート http://www.seisen-u.ac.jp/library/guide/support.php 行動規範 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00004529.pdf&n=kihan.pdf 平成29年度出講希望問い合わせ	8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16 8-17 8-18

	特別研究期間に関する規程 8-19 特別研究員一覧 8-20 海外出張旅費規程 8-21 国内研究出張規程 8-22 教育研究助成基金規程 8-23 科研費受入一覧 8-24 ティーチングアシスタント規程 8-25 平成29年度TA一覧 8-26 公的研究費及び研究活動に関する行動規範 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00004529.pdf&n=kihan.pdf 8-27 公的研究費の適正管理に関する規程 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00004550.pdf&n=tekiseikanri.pdf 8-28 公的研究費の不正使用への対応に関する規程 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00005393.pdf&n=fuseitaiou.pdf 8-29 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00005392.pdf&n=fuseiboushi.pdf 8-30 公的研究費の適正管理及び研究活動における不正行為への対応に関する取組み http://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/researchfunding.php 8-31 公的研究費内部監査規程 http://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00004526.pdf&n=naibukansa.pdf 8-32 内部監査計画書 8-33 内部監査報告書 8-34 大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領 8-35 平成29年度第1回大学管理・運営チーム議事録 8-36 平成29年度第2回大学管理・運営チーム議事録 8-37 東京都指定文化財保存事業計画書 8-38 科学研究費補助金公募に係る非常勤講師の応募資格 8-39	
9 社会連携・社会貢献	品川区との包括協定書 9-1 鹿児島県との地域連携実績 9-2 南九州カレッジ実施要領 9-3 鹿児島県と清泉女子大学との包括連携協定書 9-4 他大学との協定書（東京外国語大学・立正大学） 9-5 海外大学との協定書 9-6 （コンポステラ大学・サラスワティ外国語大学・セントポール専門学院） 国際交流プログラム http://www.seisen-u.ac.jp/abroad/other/index.php 9-7 3カトリック女子大学情報交換会 9-8 清泉ラファエラ・アカデミア http://www.seisen-u.ac.jp/rafaela/index.php 9-9 土曜自由大学 http://www.seisen-u.ac.jp/saturday/index.php 9-10 しながわ学びの杜への講師派遣 9-11 出張講義 http://www.seisen-u.ac.jp/admissions/practice/dispatch.php 9-12 『ボランティアラーニングセンター便り』 9-13 地域連携活動推進のための基本要綱 9-14 平成29年度第1回地域連携推進本部会議議事録 9-15 平成29年度第2回生涯学習委員会議事録 9-16 平成29年度第1回清泉ラファエラ・アカデミア運営委員会議事録 9-17 平成29年度区内大学等パートナーシップ協議会議概要 9-18 旧島津公爵邸 http://www.seisen-u.ac.jp/shimadzu/index.php 9-19 旧島津公爵邸竣工100年記念 9-20	
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	清泉女子大学学長選考規程 10-1-1 清泉女子大学学長選考規程施行規則 10-1-2 学長職務規程 10-1-3 学長研究科長部長会議規程 10-1-4 常務会規程 10-1-5 教職員連絡協議会規程 10-1-6 清泉女子大学危機管理規則 10-1-7 海外プログラム緊急重大事故対応マニュアル 10-1-8 学校法人清泉女子大学経理規程 10-1-9 管理職代決規程 10-1-10 事務分掌規程 10-1-11 職員課室長会議規程 10-1-12 職員人事に関する規程 10-1-13 職員人事評価規程 10-1-14	

	職員賃金規程	10-1-15
	職員教育研修規程	10-1-16
	平成29年度職員教育研修方針・計画	10-1-17
	学内SD研修の実施状況	10-1-18
	平成29年度SD研修会記録	10-1-19
	建学の精神にかかわる教職員合同研修会案内	10-1-20
	カリタス・リトリートのお知らせ	10-1-21
	監査計画概要書	10-1-22
	独立監査人の監査報告書	10-1-23
	監査概要報告書	10-1-24
	監査報告書	10-1-25
	「カリキュラム改革等に関する検討チーム」最終報告会開催について	10-1-26
	規程集 https://office.seisen-u.ac.jp/cgi-bin/dlw_savvy/DlW_startup.exe	10-1-27
	平成29年度役員名簿	10-1-28
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	事業活動収支推移表	10-2-1
	金融資産の推移	10-2-2
	主な財務関係比率	10-2-3
	資金運用規程	10-2-4
	5ヵ年連続財務計算書類(様式7)	10-2-5
	5ヵ年計算書類(財務諸表)	10-2-6
	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分	10-2-7

清泉女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	平成30年度事業計画	○	1-1
2 内部質保証	平成30年度内部質保証委員会の活動方針 清泉女子大学PDCAサイクル概念図（改定版） 質保証システム体系図 平成30年度第2回内部質保証委員会記録 平成30年度第3回内部質保証委員会記録 事業計画・質保証プロセス等の統合化について 平成30年度点検・評価報告書様式 平成30年度第4回内部質保証委員会記録 大学の諸活動に関する方針の策定について 平成30年度教員役職者・委員会等一覧 平成30年度教員組織 入学前教育ライティング課題 学習成果の可視化に関する評価一覧 平成29年度改善措置を受けた事項の改善状況について		2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14
3 教育研究組織	平成29年度担当科目表（研究所所属教員） 入学者向けプレイスメント・テスト実施案内 平成29年度カトリックセンターの活動内容と参加状況 改革に向けた方策とスケジュール（平成30年8月3日理事会配付抄本）		3-1 3-2 3-3 3-4
4 教育課程・学習成果	履修カルテ入力内容 教職支援室掲示 資格ガイダンス掲示 教職課程履修者数一覧（平成28～30年度） 平成30年度『学生要覧』 カリキュラムマップ（訂正版） 日本語日本文学科卒業論文評価のための直接指標 平成30年度第5回学務委員会議事録 基準4（教育課程・学習成果）の取り組み状況 カリキュラム・マトリックス作成について 平成30年度第3・4回学務委員会議事録抄本	○	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11
5 学生の受け入れ	推薦入学者数比率・入学定員超過率資料（2013～2017年度） 推薦入学者数比率・入学定員超過率資料（2006～2010年度） 推薦入学者数推移（2006～2018年度） 大学基礎データ表2（2013～2017年度） 大学基礎データ表2（2014～2018年度） 平成30年度第4回研究科委員会議事録（抄本） 大学院活性化資料 平成30年度第2回教員役職者会議記録（抄本） 各学科の留年者対策案		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9
6 教員・教員組織	授業評価アンケートの学内公開事例 優秀授業実践賞の創設について 優秀授業実践賞を踏まえた授業改善事例 平成29年度第7回FD委員会議事録		6-1 6-2 6-3 6-4
7 学生支援	転学科実績 過去3年間のべ利用者数及び週あたりの稼働数 予防接種率の向上 感染症対策の指針 学校感染症統計表 平成29年度学生対応勉強会参加者コメント 平成30年度第5回学生生活委員会記録（抄本） 月別学生相談件数集計（平成29・30年度） シラバスPDF版	○	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9

8 教育研究等 環境	ラーニングコモンズパンフレット		8-1
	ラーニングコモンズ利用案内（学生用・教員用）		8-2
	平成30年度コモンスペースイベント		8-3
	グループ学習室利用状況		8-4
	平成29年度清泉女子大学環境衛生活動		8-5
	無線アクセスポイント設置状況		8-6
	LMS利用状況		8-7
	2015年度図書館統計		8-8
	2016年度図書館統計		8-9
	2017年度図書館統計		8-10
	2017年度図書館相互利用およびILL件数		8-11
	科研費取得状況（平成27～29年度）		8-12
	科研費非常勤教員の公募について		8-13
	科研費に関する対応等について		8-14
	科研費に関する非常勤教員からの問合せ		8-15
	特別研究期間取得状況（平成27～29年度）		8-16
	研究倫理教育実施報告書		8-17
	情報セキュリティ講習会		8-18
9 社会連携・ 社会貢献	ラファエラ・アカデミア講座に関する情報		9-1
	聖フランシスコ子供寮に関する情報		9-2
	2017年度基礎演習Ⅰの成果公表について		9-3
	平成30年度第1回地域連携推進本部会議議事録		9-4
	2017年度事業報告	○	9-5
	しながわ水辺運河マップ英語版		9-6
その他	自己点検・評価を踏まえた今後の内部質保証システムについて（プレゼンテーション資料） 旧島津公爵家袖ヶ崎本邸洋館（清泉女子大学本館）パンフレット GPA正式導入までの経緯 卒年次生アンケート結果（教学IR） プレイスメントテスト結果報告（日本語・英語）（2017年5月18日、教学IR） 2017年度1年次生PROGデータ分析結果報告（教学IR） 2017年度清泉女子大学における学習時間の実態及び学修行動調査報告（教学IR） カリキュラム・マトリックスの集計（2018年3月3日 学務委員会・教学IR） 清泉女子大学Campus Guide 2019 清泉女子大学大学院 入学案内2019		

清泉女子大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質保証	3カトリック女子大学 学長懇談会議題（2008年～2010年）		2-42
	3カトリック女子大学 学長懇談会議題（2010年～）		2-43
	3カトリック女子大学 学長懇談会（過去3年分開催通知）		2-44
	相互評価に関する依頼状と回答書		2-45